

<外貨普通預金規定>

1. (預金保険)
外貨普通預金(以下「この預金」といいます。)は預金保険の対象外です。
2. (預金契約の成立)
当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。
3. (通帳)
この預金については、通帳を発行いたしません。なお、お取引明細は、別に外貨普通預金照合表をお渡しいたします。
4. (取扱日)
この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払い戻しができないことがあります。
5. (取扱店の範囲)
この預金はお取扱店で預入れまたは払い戻しができます。
6. (預金口座への受入れ)
 - (1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお、通貨の種類によって受入れできないものもあります。
 - ①円を対価として買い入れた通貨。
 - ②被仕向送金の代り金。
 - (2) 外国通貨現金及び旅行小切手による預入れはできません。
 - (3) 当金庫以外を支払場所とする手形、小切手その他の証券は、代金取立として取扱い、決済を確認した後に、この預金口座に受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当金庫所定の手数料をいただきます。
 - (4) この預金の預入額は、当該外貨1通貨単位以上の金額とします。
7. (預金の払戻し)
 - (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名捺印して提出してください。
 - (2) この払戻請求書による支払いは、当金庫所定の為替相場により換算した円を対価とします。
 - (3) 外国通貨現金および旅行小切手による払戻しはできません。
8. (利息)
この預金利息は、毎日の最終残高について付利単位を1通貨単位として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の利率により算出のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
9. (外国為替相場)
この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。
10. (手数料)
この預金口座と同一の幣種にて受け入れる、または支払う場合には、別にお知らせした当金庫所定の手数料をいただくことがあります。
11. (届出事項の変更)
 - (1) 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によりお取扱店に届出てください。この届出の前、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
 - (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
12. (印鑑照合等)
払戻請求書、諸届、およびその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
13. (譲渡、質入れの禁止)
 - (1) この預金は、当金庫の承諾なしには譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
14. (反社会的勢力との取引拒絶)
この預金口座は、第16条(解約等)第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条(解約等)第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
15. (取引の制限等)
 - (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、振込、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、振込、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
16. (解約等)
 - (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、お取扱店に申出てください。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の同意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)を得た払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
 - (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第13条(譲渡、質入れの禁止)に違反した場合

- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なおこの解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこの解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が口座開設申込時にした表明・解約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為
- (5) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
17. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、届出印を押印した払戻請求書を直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ③①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
19. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出て下さい。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に届けて下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出て下さい。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人からの取消しの主張により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
20. (適用法令)
- この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。
21. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。